

平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令 参照条文 目次

- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第百二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄） . . . . . 1
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄） . . . . . 3
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄） . . . . . 5



○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第百二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号）（抄）

## 附 則

第九十八条 更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次に次の各号に掲げる期間があるものに係る従前額保障の規定の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「給料年額改定率」という。）を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が給料年額の百分の六十八・〇七五（当該年金が障害年金であるときは、給料年額の百分の九十七・二五）に相当する金額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額を超えるときは、その金額）とする。

一 旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるものその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第二十九号に規定する退職年金条例の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額（当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。）

二 旧施行法第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるものその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第三十二号に規定する共済法の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額

2 前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち前項各号に掲げる期間があるものに係る当該遺族年金の額について準用する。この場合においては、同項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

4 第一項に規定する給料年額改定率は、新共済法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

附則別表第六（附則第九十八条、附則第一百五十五条関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二二八一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	一・二二九一

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五百九条及び第六十条の規定 公布の日

二 附則第八十七条中国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第一百七条、第一百九条及び第五百九条の二の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第六項の改正規定（「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。）、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定、附則第一百条の規定、附則第二百二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十九条及び第三十条の改正規定並びに同法附則第九十八条の次に三条を加える改正規定並びに附則第二百五条及び第五十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中地方公務員等共済組合法附則第三条の二及び第十四条の七の改正規定 平成二十六年七月一日

五 第三条中地方公務員等共済組合法第二十三条第一項、第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第五十一条の規定 平成二十六年十二月一日

### （改正前地共済法による給付等）

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十

一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え）

第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前地共済法第二条第三項</p>	<p>第八十四条第二項に規定する障害等級</p>	<p>障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十九号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項</p>	<p>別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十六条の見出し</p>	<p>同順位者</p>	<p>遺族</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十六条</p>	<p>前条 受けるべき遺族に同順位者</p>	<p>第九十九条第一項 受けることができる遺族</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十七条第一項</p>	<p>あるときは、前二条の規定に準じて、これを 遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する</p>	<p>あるときは、 配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる</p>

<p>なお効力を有する改正前地 共済法第八十九条第一項</p>	<p>の障害の程度が減退した</p> <p>請求</p> <p>減退し、又は増進した後における障害の程度</p>	<p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める</p> <p>請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）</p> <p>障害の程度</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法第九十九条の二第五項</p>	<p>第四十五条</p> <p>受けるべき</p> <p>に同順位者が二人</p> <p>第七十九条第三項</p>	<p>前条第一項</p> <p>受けることができる</p> <p>が二人</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法第七十七条の四第一項</p>	<p>前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた</p>
<p>対象期間に係る組合員期間</p>	<p>対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をい</p>	

<p>なお効力を有する改正前地 共済法第七七条の四第二項</p>	<p>前条第一項及び第二項の規定により当該 組合員期間 地方公共団体の長 離婚特例が適用された 対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額 離婚特例適用請求</p>	<p>旧地共済施行日前期間 施行日前の地方公共団体の長 標準報酬月額及び標準賞与額が改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された 改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四條第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法第七七条の五</p>	<p>地方公共団体の長 対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額 離婚特例適用請求 同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（ 第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適</p>	<p>う。以下この条において同じ。）に係る旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。） 平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の地方公共団体の長 改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四條第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求 改正後厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間に係るものに限る。） 改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>

	用された	
なお効力を有する改正前地 共済法第七七条の五の表第 八十一条第二項第一号の項	この法律 第八十一条第二項第一号 当該各月以前の 第七七条の三第二項の規定の 適用がなかつたものとした場 合の当該各月以前の	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項 の標準賞与額 の標準賞与額（第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同 項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
なお効力を有する改正前地 共済法第七七条の八第一項	前条第二項 特定離婚特例が適用された 特定期間以外の期間に係る組 合員期間の掛金の標準となつ た給料の額及び期末手当等の 額並びに特定離婚特例適用額 前条第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた 改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値 で除して得た額並びに改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつ た給料の額及び期末手当等の額とみなした額 当該標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定
なお効力を有する改正前地 共済法第七七条の八第二項	前条第二項及び第三項の規定 により特定離婚特例が適用さ れた	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月 額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた
なお効力を有する改正前地 共済法第七七条の九 八十条第一項の項	第七七条の七第二項及び第三 項の規定により特定離婚特例 が適用された この法律	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬 月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された この法律及び適用する改正後厚生年金保険法
なお効力を有する改正前地 共済法第七七条の九の表第 八十一条第二項第一号の項	第七七条の七第四項の規定に より組合員期間であつたもの とみなされた期間（ 第八十一条第二項第一号 当該各月以前の 第七七条の七第三項の規定の	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項 の標準賞与額 の標準賞与額（第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、

<p>なお効力を有する改正前地 共済法第百四十四条の二十 五の二</p>	<p>適用がなかつたものとした場 合の当該各月以前の</p>	<p>同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法第百四十四条の二十 五の二</p>	<p>第八十一条第七項（第九十二 条第四項において準用する場 合を含む。以下この条におい て同じ。）</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十 四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法第百四十四条の二十 六第一項</p>	<p>第八十一条第七項に 五十円 百円</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項に 五十銭 一円</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十条の第二 三項及び第二十条の第三第二 項</p>	<p>及び第三項</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十条の第三 四項</p>	<p>改定する</p>	<p>改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共 済施行日前期間」とする</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十条の第三 五項</p>	<p>第七十九条第二項及び第三項 第三項の「</p>	<p>第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 適用する改正後厚生年金保険法（第九十九条の二の二第二項に規定する適用する 改正後厚生年金保険法をいう。）第四十三条第三項の「</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十四条の二 第六項</p>	<p>当該年齢に達した日の翌日の 属する月の前月までの組合員 期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十四条の二 第七項</p>	<p>六十五歳に達した日の翌日の 属する月の前月までの組合員 期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>

<p>共済法附則第二十四条の三 第三項</p>	<p>第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十四条の三 第四項</p>	<p>組合員期間の月数 及び第三項の規定</p>	<p>旧地共済施行日前期間の月数 及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十五条の二 第三項、第二十五条の三第 三項及び第六項並びに第二 十五条の四第三項及び第六 項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十五条の六 第一項、第三項及び第四項</p>	<p>第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十五条の六 第五項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十五条の六 第六項</p>	<p>第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十五条の六 第七項及び第九項並びに第 二十六条第六項</p>	<p>及び第三項の規定</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十六条の二 第二項第二号</p>	<p>第八十一条第一項及び第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第十一条又は第十一条の二</p>

<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十八条の十 二の二第一項</p>	<p>第四十四条の二から第四十四条の五まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十八条の十 二の二第二項</p>	<p>第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五まで） 第四十四条の三（第四十四条の五）</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで） 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五）</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十八条の十 二の二第三項</p>	<p>第四十四条の四（第四十四条の五）</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五）</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十八条の十 二の二第四項</p>	<p>第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十八条の十 二の二第五項</p>	<p>第七十条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定又は決定された者</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十八条の十 二の四</p>	<p>「特定期間」 特定期間に係る</p>	<p>「改定又は」 特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十八条の十 二の五</p>	<p>並びに特定期間 第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者</p>	<p>並びに改定又は 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定が行われた者</p>
<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（第七十条の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。）</p>

<p>なお効力を有する改正前地 共済法附則第二十八条の十 二の六</p>	<p>特定期間 第七十七条の七第二項及び第三 項の規定による特定離婚特例 の適用</p>	<p>特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。） 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定</p>
<p>なお効力を有する改正前昭 和六十年地共済改正法附則 第二条第一号</p>	<p>第一条の規定による改正後の 地方公務員等共済組合法をい う</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前</p>
<p>なお効力を有する改正前昭 和六十年地共済改正法附則 第十四条第二項</p>	<p>第二条の規定による改正後 新共済法第八十一条第七項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭 和六十年地共済改正法附則 第二十一条の二第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第二項及 び第八十二条第一項 新共済法第八十一条第二項中</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項 同項</p>

<p>第二十二條          和六十年地共済改正法附則          第二十二條</p>	
<p>新共済法第八十二條</p>	<p>「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分に」と、「加算される金額」とあるのは「加算される金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、新共済法第八十二條第一項</p>
<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六條</p>	<p>並びに第八十條の二第四項に規定する加算額          、第八十條の二第四項に規定する加算額並びに平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二條の規定（平成二十四年一元化法附則第一條第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額（以下「経過的加算額」という。）と、「加算額を除く。」とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。」とする</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十七条</p>	<p>特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第九十三条の規定による支給の停止の特例</p>	<p>特例</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条第五項</p>	<p>地方公務員等共済組合法第十九条の四第三項 に対する</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第六十六条第二項 に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十五条</p>	<p>新共済法第五十五条第一項 同条から新共済法</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項 新共済法第七十条の四から</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条第四項</p>	<p>新共済法第四十四条の二から第四十四条の五まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第一百五十一条</p>	<p>前条</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。第七十条第一項において同じ。）附則第二十一条</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第一百七十一条</p>	<p>前条において準用する附則第一百四十四条</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十九条</p> <p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十九条</p>	<p>前条の規定により障害年金の支給を停止されている者</p>	<p>組合員である障害年金の受給権者</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十九条</p>	<p>五十円</p>	<p>五十銭</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十九条</p>	<p>百円</p>	<p>一円</p>

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（平成二十七年地共済改正令第二十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）をいう。第四百二十二条において同じ。）をいう。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前地共済令第一条</p>	<p>法の</p> <p>地方公務員等共済組合法（以下「法」という</p>	<p>国の旧法</p> <p>法の（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第一条</p>	<p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という</p>	<p>国の旧法</p> <p>施行法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。以下同じ</p>

<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十五条の二第三号</p>	<p>国の旧法若しくは国の新法 国の新法</p>	<p>国の旧法 国の新法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十五条の二第四号</p>	<p>昭和六十年国の改正法 私立学校教職員共済法</p>	<p>昭和六十年国の改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十五条の三第一項第一号</p>	<p>法第八十一条第七項（法第九十二条第四項</p>	<p>私立学校教職員共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十五条の三第一項第八号</p>	<p>限る。）及び私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の四（</p>	<p>限る 項</p>

<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十五条の三第一 項第十号</p>	<p>同条第五号に係る部分に限る。 限る。及び第十一条の七の 四（同条第五号に係る部分に 限る）</p>	<p>限る</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十五条の三第一 項第十一号</p>	<p>第二十三条の六第二項</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令 第三百四十六号）第一条の規定による改正後の第二十三条の六第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条</p>	<p>第四十五条及び第四十六条</p>	<p>第四十六条</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の十五第 一項第二号</p>	<p>国の新法第七十七条第四項</p>	<p>平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成 二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成 二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第三 項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の十五第 一項第三号</p>	<p>私立学校教職員共済法第二十 五条において準用する国の新 法第七十七条第四項</p>	<p>第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過 措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則 第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一 条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第一号</p>	<p>法第百五条第二項に規定する 離婚特例適用請求（以下「離 婚特例適用請求」 法第百七条の三第一項</p>	<p>平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正 後厚生年金保険法」という。）第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請 求（以下「標準報酬改定請求」 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>
<p>離婚特例（法第百五条第一項 に規定する離婚特例をいう。 以下この条において同じ。） が適用された場合</p>	<p>標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額を いい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定 する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。） 及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞 与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決 定が行われた場合（以下この条において「標準報酬月額及び標準賞与額の改定又</p>	

<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第二号</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間</p>	<p>は決定が行われた場合」という。） 標準報酬改定請求</p>
	<p>法第七十九条第三項 離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十七条の三第一項</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧 地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定 する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。） 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第三号</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間及び 法第七十九条第三項 法第七十七条の三第一項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第四号</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間及び 法第七十九条第三項 法第七十七条の三第一項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第五号</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間 法第七十九条第三項 法第七十七条の三第一項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間</p>
	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第六号</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間及び 法第七十九条第三項 法第七十七条の三第一項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第七号</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間及び 法第七十九条第三項 法第七十七条の三第一項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地</p>	<p>法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>

共済令第二十六条の二十一 第一項第八号	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	離婚特例適用請求 組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第九号	法第七十九条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第十号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第十一号	法第七十九条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第十二号	法第七十九条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合 組合員期間 離婚特例適用請求	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 標準報酬改定請求 旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第十三号	法第七十九条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第十四号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十一 第一項第十五号	法第七十九条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び



<p>共済令第二十六条の二十二の表法第七十八条第一項の項</p>	<p>項の規定により第五十五条第一項に規定する離婚特例が適用された</p>	<p>条の四第一項に規定する標準報酬月額をいう。第九十条第六項において同じ。）及び標準賞与額（第七十条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第九十条第六項において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十二の表法第九十条第六項の項</p>	<p>第七十条の三第一項 掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十二の表第四十五条の項</p>	<p>国家公務員共済組合法 第五十条第一項</p>	<p>国の新法 改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十七</p>	<p>前条第一項及び第二項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、「離婚特例が特定離婚特例が」と、「対象期間」とあるのは「特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）」と、「離婚特例適用額」とあるのは「同条第五項に規定する特定離婚特例適用額」と、「当該離婚特例適用請求の」とあるのは「当該特定離婚特例の適用の請求が</p>	<p>第七十八条の六第一項及び第二項 第七十八条の十四第二項及び第三項</p>
<p>同条第三項 同条第四項 期間（以下「離婚時みなし組</p>	<p>第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間 第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間 離婚時みなし組合員期間</p>	

	<p>合員期間 期間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十八 の表法第二条第一項第三号 の項</p>	<p>第七十七条の七第四項の規定に より組合員期間又は地方公共 団体の長であつた期間とみな された期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者 期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組 合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象 期間とを合算した期間に限る。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十八 の表法第七十八条第一項の 項</p>	<p>第七十七条の七第二項 同条第一項に規定する特定離 婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額（第七十七条の四第一項に規定する標準報酬月額をいう。第九十条第 六項において同じ。）及び標準賞与額（第七十七条の四第一項に規定する標準賞与 額をいう。第九十条第六項において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十六条の二十八 の表法第九十条第六項の項</p>	<p>第七十七条の七第二項 掛金の標準となつた給料の額 及び期末手当等の額とみなさ れた額</p>	<p>改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令第二十七条第三項及 び第四項</p>	<p>第八十一条第一項若しくは 附則第二十五条の五第一項 法第九十二条第一項若しくは 第五項</p>	<p>法附則第二十五条の五第一項若しくは適用する改正後厚生年金保険法第四十六条 第一項 適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前地 共済令附則第三十条の二の 第二十四項</p>	<p>第九十九条の四第一項から 第三項まで若しくは第九十九 条の五第一項 第八十一条第二項第一号及び 第八十二条第一項並びに 第七十六条第二項、第八十一 条第二項第一号及び第八十二</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項 若しくは第六十八条第一項 適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項及び 第七十六条第二項</p>





の二第一項第十五号	合	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地 共済令附則第三十条の十二 の二第一項第十六号	組合員期間 法第七十九条第三項 法第七十九条の七第二項 特定離婚特例が適用された場 合	適用する改正後厚生年金保険法第四十三條第三項 改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地 共済令附則第三十条の十二 の二第一項第十七号	組合員期間 法第七十九条の七第二項 特定離婚特例が適用された場 合	旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地 共済令附則第三十条の十二 の二第一項第十八号から第 二十一号まで	法第七十九条第三項 合	改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地 共済令附則第七十四条の三	法第七十九条の三第一項 離婚特例が適用された者	改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者
なお効力を有する改正前昭 和六十一年地共済経過措置 政令第二条第一項第一号	地方公務員等共済組合法等の 一部を改正する法律（昭和六 十年法律第八八号。以下「昭 和六十年改正法」という。） 第一条の規定による改正後の 地方公務員等共済組合法をい う	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 （平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則 第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年 一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年 金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方 公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組 合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百 四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定 により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする
なお効力を有する改正前昭	昭和六十年改正法	昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりな

<p>和六十一年地共済経過措置 政令第二条第一項第二号</p>		<p>おその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第二条第一項第三号</p>	<p>昭和六十年改正法第二条の規定による改正後</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百一条の規定による改正前</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第二条第一項第五号</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号。次号において「昭和六十一年政令第五十七号」という。）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいう</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第二条第一項第六号</p>	<p>昭和六十一年政令第五十七号</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第三百五十七号）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第六条第三項</p>	<p>当該期間における 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>	<p>当該期間における平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第十五条第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第七項又は第八項の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額の支給が停止される場合</p> <p>(新共済法第八十一条第七項又は第八項)</p>	<p>法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十二条の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額の支給が停止される場合</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第十九条第三項</p>	<p>新共済法第八十二条第一項</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p> <p>同法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項</p> <p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p> <p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第二十五条第一項</p>	<p>新共済法第九十二条第四項</p> <p>新共済法第八十一条第七項及び第九十三条第一項並びに</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項</p> <p>並びに</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第二十五条第四項</p>	<p>新共済法第九十三条第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項の表附則第二十条第二項の</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第四十八条第一項</p>
<p>通算退職年金の額（</p>	<p>新共済法第七七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者（前条の規定により施行日前の組合員期間に係る掛金の標準となつた給料の額に係る特例が適用された者を含む。次項において同じ。）</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八〇号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十一条第七項</p>
<p>通算退職年金の額（平成二十七年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）が改定され、又は決定された者</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十六条第六項</p> <p>老齢厚生年金、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第七十八条の四第一項の表附則第二十一条第一項の項</p>	<p>新共済法第百五条第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第七十八条の四第二項の表以外の部分</p>	<p>新共済法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第七十八条の七第一項</p>	<p>退職年金等 前条第一項の規定により換算給料額の特例が適用された 換算給料特例適用請求</p>	<p>退職年金等（退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金をいう。以下同じ。） 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた 改正後厚生年金保険法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置 政令第七十八条の七第一項 第一号</p>	<p>第一号換算給料特例適用者 昭和六十年改正法 第一号換算給料特例適用者の換算給料額 離婚特例割合 分割対象期間</p>	<p>第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。） 昭和六十年改正法 第一号改定者の改定前の標準報酬月額 改定割合（改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置</p>	<p>第二号換算給料特例適用者 みなして</p>	<p>第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。） みなして平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する</p>

<p>政令第七十八条の七第一項 第二号</p>	<p>離婚特例割合 第一号換算給料特例適用者の 換算給料額</p>	<p>改定割合 第一号改定者の改定前の標準報酬月額</p>
<p>なお効力を有する改正前昭 和六十一年地共済経過措置 政令第七十八条の七第三項</p>	<p>みなして 第二号換算給料特例適用者 第一号換算給料特例適用者が 新共済法第七十条の三第一項 第一号に規定する第一号特例 適用者の掛金の標準となつた 給料の額を第一項第二号に規 定する第一号換算給料特例適 用者の換算給料額とみなして 、同号</p>	<p>みなして平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用 する 第二号改定者 第一号改定者が 第一項第二号</p>
<p>なお効力を有する改正前昭 和六十一年地共済経過措置 政令第七十八条の九の表以 外の部分</p>	<p>新共済法第七十条の七第二項 及び第三項の規定により特定 離婚特例（同条第一項に規定 する特定離婚特例をいう。） が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬 月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>なお効力を有する改正前昭 和六十一年地共済経過措置 政令第七十八条の九の表附 則第十六条第一項の項</p>	<p>新共済法第七十条の七第四項 の規定により組合員期間又は 地方公共団体の長であつた期 間とみなされた期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者 期間（旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定 する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項 に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）に係るものに限る。以 下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭 和六十一年地共済経過措置 政令第七十八条の九の表附</p>	<p>新共済法第七十条の七第一項 に規定する特定組合員</p>	<p>組合員又は組合員であつた者</p>

<p>則第二十一条第一項の項</p> <p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の九の表附則第二十九条第一項の項</p>	<p>新共済法第七七条の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>
---	---	-----------------------

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてなお効力を有する改正前地共済法その他の法令を適用する場合には、改正前地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級は、それぞれ第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二条第三項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級とみなす。